

指定障がい福祉サービス事業者等代表者様

大阪市福祉局障がい者施策部
運営指導課長

令和6年度福祉・介護職員処遇改善加算等の実績報告について（通知）

平素より本市障がい福祉行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

さて、標記加算につきましては、各年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに実績報告書の提出をしていただく必要があります。

つきましては、次により処遇改善実績報告書の提出をしていただくようお知らせします。

記

1. 届出方法

大阪市行政オンラインシステム（インターネット申請）により受付します。

【行政オンラインシステム】

<https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/procedures/apply/559a4d54-9a66-484d-b9f8-d2d1b0f371f2/start>

※郵便、ファックス、メール、窓口等、「行政オンラインシステム」以外の方法では、受け付けできませんので、ご注意ください。

2. 届出期限

令和7年7月31日（木）

3. 届出書類

（全事業者共通）

障がい福祉サービス等処遇改善実績報告書（別紙様式3-1、3-2、3-3）

（該当する場合のみ）

特別な事情に係る届出書（別紙様式5）

委任状（任意のもの）

4. その他

（1）各種様式

各種様式については、本市ホームページからダウンロードできます。

大阪市トップページ⇒産業・ビジネス⇒障がい福祉サービス等⇒お知らせ⇒事業者の皆様へ⇒福祉・介護職員処遇改善加算等の実績報告について

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000604159.html>

（2）よくあるQ A

Q 1. 令和6年度に利用者がおらず、実績がありません。

A 1. 実績がなくても、書類提出が必要です。

Q 2. 令和6年度中に当該事業を廃止しています。

A 2. 廃止していても、書類提出が必要です。

Q 3. 実績報告書に計上する加算総額及び賃金改善所要額の期間はいつの分ですか。

A 3. 加算総額は、令和6年4月サービス提供分（年度途中から算定の場合は算定開始月）から、令和7年3月サービス提供分です。賃金改善所要額は、令和6年度処遇改善計画書に記載した賃金改善実施期間の額です。

Q 4. 管理者が生活支援員を兼務している場合は、処遇改善加算の対象となりますか。

A 4. 常勤換算上、勤務時間の算入が認められる場合は、対象として差し支えありません。

Q 5. 年度末に一時金で処遇改善を行う場合、支給日に退職している職員に支払いをしないといけませんか。

A 5. 事業所（法人）全体での賃金改善が要件を満たしていれば、一部の福祉・介護職員を対象としないことは可能です。

※「平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ & A（VOL.2）」問8参照

Q 6. 派遣職員も処遇改善加算の対象となりますか。

A 6. 福祉・介護職員であれば対象です。

※「平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ & A（VOL.2）」問25参照

【お問い合わせ先】

障がい者施策部運営指導課
指定担当

電話：06-6241-6520

FAX：06-6241-6608